

与薬についての注意事項

与薬については、医師の指示を得た保護者様がお子様にと与薬していただく事が基本です。とすることをふまえ、保育時間中の服用が必要な場合にのみ与薬を承ります。

その際には必要事項を記入した与薬依頼書・薬を共に職員へ直接手渡ししてください。与薬依頼書がない、記入漏れがあるなどの場合与薬出来ないのをご注意ください。以下、注意事項をご熟読の上、ご理解いただきますようお願い致します。

1. 与薬依頼書の記入は必ず依頼者（保護者）が行ってください。
2. 与薬できるお薬は、お子様を診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、お薬を受け取った際に添付される「薬剤情報提供書」などお薬についての説明が書かれた書類がある場合にはそれらも添付してください。（コピー可）
3. 市販のお薬、保護者様の判断で持参したお薬は対応致しません。
4. 与薬するお薬は、必ず 1 回分ずつに分け、お子様のお名前を記入して下さい。当日使用分のみお預かり致します。
5. 与薬依頼書とお薬は、必ず保護者の方が受け入れ職員に直接手渡ししてください。
6. 「熱が出たら服用させる」「咳がでたら・・・」というように症状を判断して投与しなければならない薬、坐薬、解熱剤、については、今まで一度も使ったことがないなどの場合、お預かりできない事もあります。（又、これらの薬については投与の目安を下記のように設定させていただきます。
上記目安以外の与薬を希望される場合には与薬連絡票にてご連絡下さい。
7. 慢性の病気（アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）における与薬や処置については、保育所保育指針によって、お子様の主治医の指示に従うこととします。
8. 与薬については主治医の指示通りに対処いたしますが、通常と違う保育環境でもあり、与薬が指示通り出来ない事も想定されます。その際にはご連絡することもあります。トラブルを避けるためにも保育時間内に与薬しないですむ処方を主治医の先生にご相談いただければと考えております。

※上記要件に一つでも不備があった場合（書類などの未記入・誤記入等を含む）は、お薬をお預かりする事が出来ません。例えお薬をお預かりした後において不備等を発見した場合でも同様に与薬を実施出来ません。事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、悪しからずご了承ください。